



支店の組合員資格について

Question

このほど、私どもの組合の地区外に本店を有する法人たる企業が組合の地区内に支店を開設し、組合に加入を申し出てきました。支店を組合員と認めて加入させてもよいのでしょうか。なお、加入申し込みは支店長名でなされています。

Answer

中小企業等協同組合法は第8条第1項では組合員の資格について「事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において事業を行う小規模の事業者」と定めています。

まず、「地区内において事業を行う」とあるのは、組合が定款に定めた地区内において、組合員資格に係る事業を行う拠点を有しているかという意味です。従って、ご質問のように本店所在地は組合の地区外であるが、支店(営業所、出張所等)が地区内にあり、かつ、定款に記載された組合員資格に係る事業を行っている場合には、加入資格があることとなります。

次に、「小規模の事業者」というのは、同法第7条第1項で一応の基準を定めており、これによれば、資本の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業は5千万円、卸売業は1億円)を超えない法人たる事業者、又は常時使用する従業員の数が300人(卸売業又はサービス業は100人、小売業は50人)を超えない事業者とされています。ここで、「一応の基準」と申しましたのは、

この基準を超える事業者であっても、その業界においては小規模の事業者と認められる場合も多いため、最終的には公正取引委員会の判断に委ねることになるのです。

「事業者」とは、個人、法人を問わず、自己の名において事業を行っている者です。ですから、ご質問の法人の場合には、会社等の法人そのものが事業者であって、独立の法人格を有しない支店や営業所等は事業主体とは解されませんので組合員資格はありません。従って、加入申し込みは支店長名ではなく、法人の代表者名でなければなりません。

実務的には、加入申込書に「法人の名称、代表者名、所在地、事業の種類、従業員数、出資総額、引受出資口数」と「支店(営業所)等の名称、代表者の資格・氏名、所在地」等を併記し、法人の代表者名で記名捺印をして組合に提出させることとなります。

なお、組合は加入申込書を受理するにあたって、この法人が中小企業者の基準を超える場合には、公正取引委員会への届出が必要となりますので念のため申し添えます。